

令和7年度第10回那珂川市農業委員会会議録

令和8年1月9日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和8年度第10回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和8年1月9日（金） 午前9時30分～午前10時10分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

6番 白水 照美

5番 小森 眞理子

2. 議 案

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地転用計画変更承認申請について

議案第46号 農用地利用集積等促進計画について（新規2件）

議案第47号 非農地証明について

3. 報 告

報告第24号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第25号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

報告第26号 専決処分について

現況証明願について

報告第27号 専決処分について

農用地区域における農地転用等事業計画書について

報告第28号 専決処分について

公共事業に伴う農地の一時利用届出書について

4. その他

①令和8年度農業委員会日程について

5. 出席委員

農業委員

会長 結城五子
2番 内野学
5番 飛永洋
7番 小森真理子

1番 藤野由紀雄
3番 井上和秀
6番 白水照美

農地最適化推進委員

1番 川口正明
3番 山崎美代子
5番 上野善勝

2番 三角貴博
4番 神代敏之

6. 欠席委員

農業委員 1名

7. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 上溝朋之
係長 手嶋雄美子

午前9時30分 開会

○事務局長

まだおそろいではないですが、お時間となりましたので、開会をさせていただきたいと思えます。

改めまして、皆様明けましておめでとうございます。本年も一年よろしくお願ひいたします。

なお、始まります前に、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードへの切替えのほどよろしくお願ひいたします。

また、発言の際はマスクを外しての発言をよろしくお願ひいたします。

○議長

改めましておめでとうございます。令和8年もいよいよ始まりました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、7年度第10回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は農業委員1名が欠席です。

それでは、審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

6番、白水照美委員と、7番の小森眞理子委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

では、議案に入ります。

議案第44号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局

議案第44号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。

議案書の2ページをお願ひいたします。こちらの資料編のほうも2ページをお願ひいたします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は贈与による所有権の移転です。譲渡人と譲受人は親子で、生前贈与になります。

議案書の3ページをお願ひいたします。

現在、譲受人が所有している農地は5,436平米です。

議案書の7ページ、営農計画書を御覧ください。

申請理由については、周辺農地所有者と同一とするためとなっております。

作付計画は米で、必要作業日数は60日、売上げ予定額は22万5,000円、直売になります。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほか、子と2人です。

8ページをお願ひいたします。

使用する農機具はトラクターです。田植機や草刈り機などは、農事組合法人所有のものを使用とのことです。

通作方法等は、通作距離が0.1キロ、所要時間が約3分、交通手段は徒歩です。

農業経験については、40年間、水稻、牧草の栽培を行っており、研修や技術指導については、普及センターやJAの研修や指導等を受講するとなっております。

9ページが登記事項証明書、10ページが字図、11ページが位置図、通作図になります。
資料編の1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていると判断いたします。
説明は以上になります。

○議長

では、担当の推進委員の意見をお願いします。

○推進委員

今、事務局から説明があったとおりでございます。この1筆だけですね。周りの全ての田んぼは、以前から本人がそういう形で所有して農業を営んでおられます。ただ、1筆だけ相続するときに漏れとったということで今回新たに申請されて、本人が耕作するようにされておられますので、特に問題はないかと思えます。

以上でございます。

○議長

それでは、何か質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第44号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第44号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第44号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書の13ページをお願いします。資料編のほうは3ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書の15ページをお願いします。

現在、譲受人が所有している農地は8,212平米です。

議案書19ページ、営農計画書を御覧ください。

申請理由については、取得する農地は譲受人の所有地に隣接する農地であり、所有者の売却意思を受けて購入することになったとのこととです。

作付計画は、水稻と、畑については野菜で、必要作業日数は合計欄が300日となっておりますが、合計すると380日、出荷はせず自家消費とのこととです。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほか、両親と子の4人です。

20ページ、使用する農機具はトラクター、田植機、コンバインで、御自宅に保管をされております。

通作方法等は、通作距離が0.3キロ、所要時間が約1分から5分、交通手段は徒歩です。

農業経験については、50年近く家族で農業に従事し、水稻などの栽培を行っているとのこと。

21ページと22ページが登記事項証明書、23ページと24ページが字図、25ページが位置図、通作図になります。

資料編の1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていると判断いたします。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の推進委員の意見をお願いします。

○推進委員

12月16日に現地を見に行きました。内容は事務局が言ったとおり、書面どおり異常はないと思います。

前回、2か月ほど前も同じ方が買われていたので、問題ないかと思います。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第44号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第45号、番号1、農地転用計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第45号、番号1、農地転用計画変更承認申請について説明します。

議案書の27ページをお願いします。資料編のほうは4ページをお願いします。

今回の申請は、令和6年7月16日付で農地転用許可をした案件の計画変更の申請になっております。

工事完了報告までに、当初の計画から変更があった場合、農地転用計画変更承認申請を出していただく必要があります。

申請人の住所、氏名、土地の所在等は申請書記載のとおりです。

具体的な変更点は、工期が延びて完工が遅れた点と、造成の内容が全面砂利敷きで計画していたものを一部アスファルト敷きとし、側溝を新設したという点です。

本来は、計画変更承認申請を行い、承認を得た後に施工する必要があるのですが、今回、工事完了報告書を提出いただいた際に変更されて施工されていたため、遡及して承認申請を行っていただいております。

30ページが水利関係承諾書、31ページが始末書、32ページから36ページまで各種図面となっております。

変更承認は、変更後の転用事業により周辺の地域における農業に及ぼす影響が、変更前の事業に比べて同程度またはそれ以下であると認められる場合に承認することができることとなっております。農地転用による隣接地等への影響は変更前と変わらず、変更承認の要件は満たしております。

説明は以上になります。

○議長

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第45号、番号1は承認することに決定しました。

次に、議案第46号、番号1から番号2、農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第46号、番号1から番号2、農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

議案書の37ページをお願いします。資料編のほうは5ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

38ページに申出書の写しを添付しております。

39ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、水稻を作付する予定です。

次に、議案書の40ページをお願いいたします。資料編のほうは6ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所、氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

41ページに申出書の写し、42ページが耕作者の農業経営の状況についてです。

今回借り受ける農地では、水稻を作付け予定です。

農用地利用集積等促進計画案の説明は以上になります。

○議長

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第46号、番号1から番号2は承認されました。

次に、議案第47号、番号1、非農地証明について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第47号、番号1、非農地証明について説明します。

議案書の44ページをお願いします。資料編のほうは10ページをお願いします。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

45ページが土地の登記事項証明書、46ページに字図、47ページに位置図を添付しております。

48ページは、20年以上農地として使用されていない旨の上申書になっております。

現地確認を行ったところ、陶芸用の窯や倉庫が建っており、農地として復旧することは難しい土地と判断いたしました。

資料編の8ページをお願いします。

申請地につきましては、第3、非農地証明書の発行基準の(2)のアからカの要件を満たしております。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当は私ですので、意見を述べます。

今、事務局より説明があったとおりですけど、11月29日、願出人本人と現場を見に行きました。

現在は雑種地として草場はきれいに刈ってありましたし、工房というか、倉庫らしき建物が一部建っていましたが、田畑としての使用はされていないようでしたので、非農地証明願を申請したいということでしたので、御報告します。

以上です。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第47号、番号1は承認されました。

次に、議案第47号、番号2、非農地証明について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第47号、番号2、非農地証明について説明いたします。

案書の50ページをお願いします。資料編のほうは11ページをお願いします。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

51ページが土地の登記事項証明書、52ページに字図、53ページに位置図を添付しております。こちらは過去に農地転用許可を行った土地になっておりますが、転用目的の記録が残っていないため、非農地証明願を出していただいております。現地確認を行ったところ、住宅の敷地内の土地となっております。

資料編の8ページをお願いします。

申請地につきましては、第3、非農地証明書の発行基準の(2)のアからカの要件を満たしております。

説明は以上になります。

○議長

担当は私ですので、意見を述べます。

12月1日、測量事務所の〇〇氏と見に行きました。敷地内に2戸の家が建ち、駐車場として現在は使用してあるようでした。

以前の書類はちょっと見当たらないということで、今回また非農地証明を願いたいということでしたので、問題はないかと思いました。

以上です。

何か質疑がある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により議案第47号、番号2は承認されました。

次に、報告事項です。

報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第24号、番号1、専決処分について、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告いたします。

議案書は55ページ、資料編は12ページをお願いします。

55ページの届出書記載のとおり、転用目的は駐車場となっております。

56ページから63ページまでが関係書類となります。

なお、こちらの土地は既に造成され、駐車場として利用されている状況で、63ページの始末書を提出いただいております。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第24号、番号2、専決処分について、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告いたします。

議案書は65ページをお願いします。資料編のほうは13ページをお願いします。

65ページの届出書記載のとおり、転用目的は住宅建築となっております。

66ページから78ページまでが関係書類となっております。

届出の農地は、市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第24号、番号3、専決処分について、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告いたします。

議案書は80ページをお願いします。資料編のほうは14ページをお願いします。

80ページの届出書記載のとおり、転用目的は住宅建築となっております。

81ページから91ページまで関係書類となっております。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第24号、番号4、専決処分について、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告いたします。

議案書は93ページ、94ページ、資料編のほうは15ページをお願いします。

93ページの届出書記載のとおり、転用目的は一般住宅及び資材置場となっております。

95ページから102ページまで、関係書類となっております。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第25号、番号1から番号18、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書は103ページから157ページまで、資料編は16ページから33ページまでとなっております。

利用権の合意解約の通知書になりますが、案件が多いため個別の説明は割愛しますが、番号1から番号17までは同じ借手となっております。こちらは借手の離農による合意解約となっております。

番号18、議案書の156ページ、こちらの通知書につきましては、議案書に記載の借手である一般法人の経営方針見直しのための解約となっております。令和7年12月18日に合意解約が成立し、令和8年3月31日引渡し予定となっております。

続きまして、報告第26号、番号1、専決処分について、現況証明について報告いたします。

現況証明書は、過去に農地転用許可や届出をした農地で、現在も転用目的どおり現に利

用されている場合に証明をするものになります。

議案書の報告、第159ページをお願いします。資料編は34ページになります。

こちらは、平成9年1月10日付農地転用の届出受理済みで、転用目的は敷地拡張になっております。現地を確認し、令和7年12月24日付で現況証明書を発行済みです。

続きまして、報告第27号、番号1、専決処分について、農用地区域における農地転用等事業計画書について報告いたします。

議案書は161ページ、資料編は35ページをお願いいたします。

国や都道府県、指定市町村が農地転用をする場合、農地転用の許可は不要となっております。また、農用地区域において開発行為を行う場合、農振法上の許可が必要ですが、こちらも国や地方公共団体の公共事業を行う場合については許可が不要となっております。

許可は不要ですが、公共事業担当部局と農政担当部局が連携を取り、土地利用の調整することが重要とされております。そのため、担当部局である行政経営課より、農林課へこちらの事業計画書を提出いただきましたので、報告をいたします。

事業目的は職員駐車場の新設です。

土地の所在は記載のとおりで、162ページに現況平面図、163ページに土地利用計画図を添付しております。

隣接する農地との境には擁壁を設置し、被害防除を行うということで、適正な計画と認め、農林課として受理をしております。

続きまして、報告第28号、番号1、専決処分について、公共事業に伴う農地の一時利用届出書の受理について報告いたします。

議案書は165ページ、166ページ、資料編のほうは36ページになります。

公共事業に伴う農地の一時利用届出書になります。

利用目的としては、那珂川市下水道課発注の工事に伴う工事関係車両や資材を置く場所として利用するとのこととです。

利用期間は令和7年12月10日から令和8年3月23日までとなっております。この期間内に農地に復元し、返還する予定ということとです。

167ページから171ページまで関係書類となっており、必要書類は全てそろっておりますので、受理しております。

報告については以上になります。

○議長

それでは、何か報告について質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

今、報告の中に合意解約が数十件出ていますが、その後、耕作する方が決まっているかどうか。そういった、まだ年数を残しながら解約した理由。だんだん高齢化になって難しくなってきたのは分かるけど、理由的なものはこういったものがあつたのか。

○事務局

12月の末までに、4月1日開始の利用権について受け付けをしたところとです。農業委員会のほうで、2月の総会に4月1日付開始の利用権の申出書が出てくるんですけども、

ほとんどは次の耕作者の方は決まっている状況です。一部、出ていないところにつきましては事務局のほうから地権者さんに確認をして、もし借手が見つかっていないということであれば、農地情報紹介事業への登録をしていただき、農地を探している方へ御紹介させていただくという形になるかと思えます。

離農の原因については、個人のことになりますので詳細はお伝えできないんですが、家族での農作業が難しくなったということが一番大きい原因なのかなと思います。

○農業委員

今、担い手というか、いろいろ受けてしてありますよね、人数は分かりませんが、余力があるのか。今後、高齢化になって厳しくなってくるのは当然、もう先は見えているんですけどね。そういったのを分かって、やっぱり魅力ある農業をするための育成、そういったのにやっぱり注意を置いて力を入れていかないと、当然、今の高齢化の時代、だんだん何もできない。今、担い手をしてある方の余力がどれだけあるのか分かりませんが、そういった、将来的にやっぱり育成あたりのビジョンも今後持っていけないと、合意解約した、はい、分かりました、それでいいのかなと思いますので、そういった今後の将来展望を持った育成を図る必要があると思います。

○議長

今後、そういう検討もしていただきますようによろしくお願いします。はい、どうぞ。

○推進委員

ここは、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が間に入っていますか。

○事務局

合意解約を行った分は相対の利用権がほとんどになっているんですけども、今後新しく結ぶ契約については機構を通じた契約になります。

○推進委員

ありがとうございます。

○議長

これは、以前の話で解約ということだから、機構は通じていないような形で契約してあったけど、今後、7年度の4月以降は機構を通じて契約するというようになってきます。今後、新しい人も機構を通じてということですので。

○推進委員

〇〇地区もそうでしたね、たしか。

○議長

はい。

ほかに、何か質疑がある方は。

一度にこういう解約が出たら、後を引き継いでくれる人が都合よくあればいいですけど、地主の方も今までしてこられていなかったから困られるんじゃないかなと思いますけどね。それこそ、後継していく人を育てていくのもやっぱりしていかなくちやいけないかなと思いますけど。

ほかに何か質疑がある方は。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は2月10日、9時半からです。よろしく申し上げます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時10分 閉会